

豊中市起業家創出事業補助金交付の流れについて

～手引きの位置付け～

本資料は、豊中市起業家創出事業補助金の採択者が、採択事業を行うにあたっての手続きの流れ、経理処理及び報告をする際に準備しておく資料などについて、「豊中市起業家創出事業補助金募集要領」（以下、「募集要領」）と「豊中市起業家創出事業補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」）を補足し、説明するものです。

はじめに

豊中市起業家創出事業補助金は、民間事業者・団体による起業家の創出やアントレプレナーシップの養成、起業家等の交流に寄与するイベントの開催に必要な費用等を一部補助することにより、市民のアントレプレナーシップの養成を図るとともに、創業機運の醸成を目的としたものです。

交付決定を受けた事業者の皆様につきましては、本補助金の趣旨をふまえ、採択事業を実施していただくよう、お願いいたします。

1. 交付決定後から補助金交付までの手続き

(1) 手続きの流れ

時期	手続きの種類
交付決定日～令和9年3月31日	採択事業実施期間（※効果検証期間を含む）
事業完了後速やかに	実績報告書等の提出
実績報告後	市から交付確定通知発送 ⇒ 交付請求書の提出
請求書提出後	補助金の交付

2. 基本的な考え方

(1) 交付決定額について

交付決定通知書にてお伝えした交付決定額は、実際にお支払いする補助金の額を約束するものではありません。事業実施後に提出していただく実績報告書を市が精査し、補助金の交付額を確定します。

また、実際に事業に要した費用が予算を超えた場合でも、補助金の支払額は、交付決定額が上限となります。

(2) 交付の取消しについて

法令ならびに補助金交付要綱等、及び、これらに基づく市長の指示その他の処分に従わなかった場合

など、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消す場合があります。

また、補助金が交付された後、交付を取り消す事由に該当した場合は、交付済みの補助金を返還していただくことになります。

(3) 事業実施期間中において手続きが必要な場合について

以下のような場合、手続きが必要となりますので、速やかに市にご報告・ご相談ください。

①計画に変更があった場合について

対象事業の経費の配分や事業内容を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合は、事前に市の承認が必要となります。市の承認なしに変更された場合は、対象外となる可能性があります。

変更が発生することが判明した時点で、速やかに市に報告・相談の上、「豊中市起業家創出事業補助金交付変更承認申込書」等の必要書類をご提出ください。

②採択事業者にかかる事項に変更があった場合について

申込者の住所などの変更が生じた場合は、速やかに市にご連絡をお願いします。

③事業を中止、辞退する場合について

やむをえない事情により事業を中止、辞退する場合、速やかに市にご連絡ください。

(4) 疑義が生じた場合

事業実施にあたり、ご不明な点がございましたら、速やかに市にご相談ください。事前の相談がない場合、補助金の交付対象外となる可能性があります。

3. 経理処理

【対象となる経費について】

以下の条件をすべて満たしていることが必要となります。

- ・使用目的が、対象事業に限定されていること
- ・交付決定日以降に発生し、令和9年3月31日までに（事業実施期間中に）行われた事業に対する経費であること
- ・事業実施期間中（令和9年3月31日まで）に経費の支出（「発注」、「納品」、「請求」、「支払い」）のすべてが完了していること
- ・支払いを確認できる資料がすべてそろっていること

<注意事項>

①以下の経費は対象になりませんので、ご注意ください。

- ・申込者の構成員に発注・支払した費用
- ・申込者の役員や従業員、スタッフ等への人件費、謝礼金等

【必要書類について】 各様式は市ホームページからダウンロードしてください。

1	豊中市起業家創出事業補助金実績報告書	様式第 5-1 号
2	豊中市起業家創出事業補助金内容報告書	様式第 5-2 号
3	豊中市起業家創出事業補助金決算書	様式第 5-3 号
4	<p>支払いが完了したことがわかる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写し <p>(日付、宛名、但書(品名・単価・数量)、捺印等が必要です。)</p> <p><u>※領収書で対象経費の内訳がわからない場合は、請求書や見積書など費用の明細がわかるものを添付してください。</u></p> <p><u>※領収書がない場合や、領収書がある場合でもクレジットカード等の電子決済を行った場合は、下記のとおり、支払方法に応じた書類をご提出ください。</u></p> <p>①銀行振込の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込依頼票 又は 通帳の写し (事業者名・金額等が記載されているもの) ・支払明細がわかる請求書や支払い概要がわかるもの <p>②クレジットカード等の後払い方式による電子決済を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード等の利用明細書の写し ・利用代金が引き落とされた通帳の写し (事業者名・金額等が記載されているもの) ・支払明細がわかる請求書や支払い概要がわかるもの <p>事業実施期間中に引き落としが行われたものが対象となります。</p> <p>③その他の電子決済を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払明細がわかる請求書や支払い概要がわかるもの 	様式なし
5	成果がわかる資料(事業の様子がわかる写真、成果物や成果物の写真等)	様式なし

(2) 補助金の支払いについて

実績報告完了後、市で内容の確認等を行った後、補助金の交付額を確定します。

交付確定額が決定しましたら、市から幹事または代表者宛てに交付確定通知書で通知します。

交付確定通知の受領後、速やかに所定の請求書により、補助金の請求の手続きを行ってください。

5. 問合せ先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 産業振興課 (第一庁舎 5 階)

TEL : 06-6858-2187

FAX : 06-4865-2058

開設時間 : 平日 9 時から 17 時まで (土日・祝日・年末年始を除く)